

第2回 隠岐圏域（島前）水害・土砂災害に関する減災対策協議会 議事概要

1. 日 時 : 令和元年6月11日(火) 10:40~12:20

2. 場 所 : 島前集合庁舎 第1、2会議室

3. 出 席 者

(協議会委員)

海士町 : 海士町長

西ノ島町 : 西ノ島町長

知夫村 : 知夫村長

気象庁 : 松江地方气象台長

島根県 : 隠岐支庁長

島根県 : 隠岐支庁県土整備局長

(オブザーバー)

国土交通省 : 中国地方整備局河川部

島根県 : 総務部隠岐支庁県民局

島根県 : 土木部河川課

島根県 : 土木部砂防課

4. 議事

1) 規約の改定及び地域の取組方針の策定について

5. その他(情報提供等)

- ・防災気象情報に関する情報提供(松江地方气象台)
- ・避難勧告等に関するガイドライン改訂版の公表について(土木部河川課)
- ・土砂災害について(土木部砂防課)

6. 議事結果

規約の改定及び地域の取組方針の策定、今後のスケジュールについて協議会に諮った。その結果、協議会構成員の賛同を頂くとともに、減災に向けて各機関が協力して取り組みを推進していくことを確認した。

7. 意見交換概要

○規約の改定について

【事務局】

- ・(先般の担当者会議においてあらためて確認したところ) 第2条に関して、島前においては、洪水に関する注意報・警報等は発表されないことから、洪水を浸水害に修正

【協議会委員】

異議なし。改定案のとおり変更する。改定日は令和元年6月11日とする。

○地域の取組方針の策定について

【事務局】

第1回協議会において了承を得た減災のための3本柱～1 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現、2 要配慮者利用施設における確実な避難、3 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る の内容として、先般、担当者会議を開催して協議した。概ね5年間で実施する取組として、合計9つの取組を案として示す。

【中国地方整備局】

3の柱、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図るについてであるが、この地域には、そのような施設がないと捉えてよいか。

【事務局】

今後、被災可能性のある施設について整理し、次回担当者会議で協議したい。

【中国地方整備局】

オブザーバーにより、国の緊急行動計画についての説明があった。

【協議会委員】

異議なし。事務局提案のとおりとする。取組方針の策定日は令和元年6月11日とする。

○情報提供

【松江地方气象台】

- ・防災気象情報に関する情報提供～降水15時間予報の提供開始について
降水短時間予報については、従来、『6時間先までの各1時間降水量を約1km四方毎に予報』⇒すでに、『7時間から15時間先までの各1時間降水量を約5km四方毎に予報』に変わっている。
台風強度予報については、従来の強度予報『3日先』⇒すでに『5日先』に変わっている。これにより、進路、強度予報が、5日先まで把握できるようになっている

る。なお、『台風の暴風域に入る確率情報』も従来の『3日先』⇒『5日先』までに延長されている。(スーパーコンピュータを更新したことによる、計算能力の向上、及び台風予報技術の向上による)

【隠岐支庁県土整備局長】

降水短時間予報を15時間先まで延長されたとのこと、昨日、『ゲリラ豪雨』の予測は難しいとの説明でしたが、線状降水帯についての予測はできないか。

【松江地方気象台長】

線状降水帯も、ゲリラ豪雨と同様に予測は困難である。

【県河川課】

- ・避難勧告等に関するガイドライン改訂版の公表について

平成30年7月豪雨を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなった。

『警戒レベル3』高齢者等避難、『警戒レベル4』全員避難とし、避難のタイミングが明確化された。新たな情報として『警戒レベル5』災害発生情報とし、命を守る最善の行動を促すこととなった。

『避難勧告』、『避難指示(緊急)』は、『警戒レベル4』の中でひとくくりとなった。避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することとなった。

【県砂防課】

15時間先の予報が可能となったのだから、避難勧告等に関する情報は、急に与えるだけでなく、早い段階から出すべきではないか。

【松江地方気象台長】

避難勧告等に関する情報は、1, 2, 3と段階的に出る訳ではない。また空振りもあり得る。6月7日、8日の雨では、早い段階では隠岐に警報級の可能性を出していた。実際は吉賀町に警報を出した。

【西ノ島町長】

夜中の避難勧告は難しい。出しても、実際の避難は困難である。15時間先予報を活用して、空振るつもりで出すのか？

【松江地方気象台長】

台風に関しては、二日前に台風説明会をしている。立場としては、空振りを恐れずに出してほしい。

【知夫村長】

線状降水帯について、少しでもわからないか。可能性だけでも。

【松江地方気象台長】

むずかしい。検討課題である。

【隠岐支庁県民局】

一昨年くらいから、避難する人は増えてきている。住民の意識も変わってきたと考えられる。

【隠岐支庁県土整備局長】

行政として、自主避難を求めるのはどうかと思う。

【町村長】

難しいなあ・・・。

【県砂防課】

・土砂災害について

土砂災害に対する避難訓練の実施については、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた住民の避難行動を支援するための防災訓練の実施について」(平成 31 年 2 月 22 日付、防災危機管理課長・砂防課長連名)で依頼しているので、よろしくお願ひしたい。要配慮者利用施設に係る警戒避難については、平成 29 年 6 月 19 日に土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図ることとされている。地域防災計画に定められた施設が対象となるので、再確認をお願ひする。また要配慮者利用施設管理者と連携し、実効性のある避難計画となるように、ご指導をお願ひする。

「土砂災害警戒情報」は松江地方気象台と島根県が共同で、市町村単位で発表されることから、その補足情報として、島根県独自に、「土砂災害危険度情報」(5キロメッシュ情報)を発表している。気象庁の防災情報の迅速化の一環として、平成 30 年 3 月から「土砂災害警戒情報」の判定間隔が従来の 30 分から 10 分に短縮されている。一方、島根県が発表する「土砂災害危険度情報」の判定間隔は 30 分間隔のままである。⇒問題点として、土砂災害警戒情報が発表されても、その時点で土砂

災害危険度情報（レベル2以上）が発表されないケースや、メッシュ情報の範囲やレベルが異なるケースが発生している。⇒対応策として、土砂災害警戒情報が発表された場合は、気象庁がホームページで公開している「土砂災害警戒判定メッシュ情報」（5キロメッシュ情報・10分間隔判定）で避難勧告等の発令の対象範囲を確認してほしい。本年6月から、5キロメッシュ→1キロメッシュに高解像度化されている。

【協議会構成員】

特に質疑なし。

○さいごに

【隠岐支庁県土整備局長】

町村長へ、県では、防災・減災対策の取組みとして、河川課、砂防課に出前講座を依頼し、各地区で防災学習会を継続実施している。このことについて、今後とも、そのような機会の確保、住民への周知をお願いする。

【町村長】

了解。

（閉会）